

JR東海ユニオンを 名誉毀損で訴える！

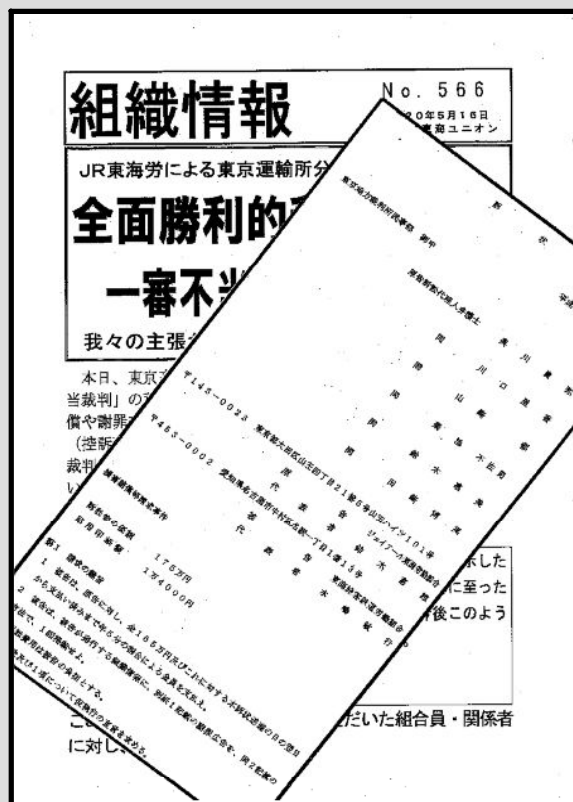
虚偽の事実を流布！

私たちは、9月17日JR東海ユニオン（代表者水嶋敏行）を相手に、名誉毀損の損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。訴えの内容は、今年5月16日、JR東海ユニオン東京運輸所分会情報が名誉毀損にあたるとして争っていた事件（シュプレヒコール裁判、第一審ユニオンに30万円支払命令判決）の控訴審で、和解したことを受けて、JR東海ユニオンが発行した『組織情報』などが、著しい虚偽の事実を流布していることは、JR東海労の信用を傷つけ名誉毀損にあたるというものです。

シュプレヒコール裁判の和解条項の趣旨は、JR東海ユニオンが作成、掲示した機関誌等の表現に適切さを欠く点があり、裁判で争うことになってしまったことに遺憾の意を表し、今後このような事態とならないよう努めるというものです。

このことからすると、「全面勝利的和解」という表現は事実と反するものであり、一審判決で30万円の支払いを命じられた「ユニオン敗訴」という経過・事実をまったく無視した自分勝手な主張です。

したがって、あらためて裁判を起こし、損害賠償を求めることとしました。



ユニオン
第一審完全敗訴(損害金30万円支払い判決)の経緯無視!
なんで「全面勝利的和解」となるの？